

利用者カード更新手続き中

利用者カードの更新手続きが、2月1日から始まっています。忘れずに手続きをしてください。

期間中に手続きをしないと、4月1日以降の手続きとなり、カード交付まで2週間程度かかります。その間、紹介等ができなくなりますので、ご注意ください。

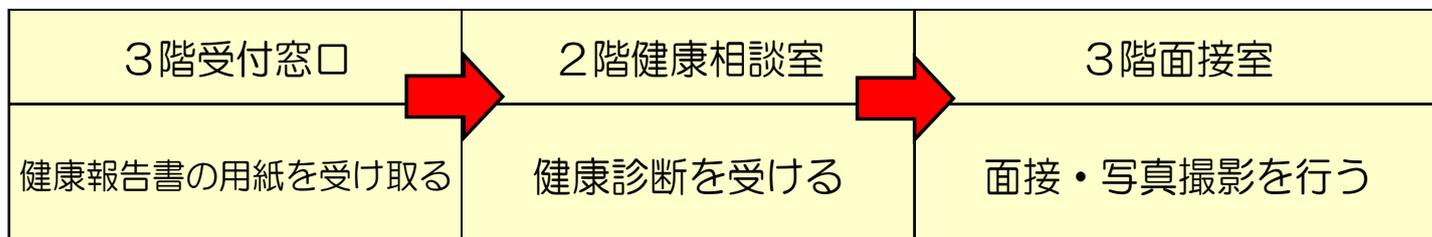
一般、高齢者利用者カードとも



◆ 日時、場所

受付期間	時間	場所
3月4日(木) まで	9:30~11:30 13:00~16:00	センター 3階面接室

◆ 受付から面接まで



面接では、①健康報告書の提出、②聞き取り調査票の回答、③利用者カード更新申請書兼承諾書に記名をお願いします。

山谷地域外に生活の場を移された方で、居宅生活の安定的な維持が図られていると認められた場合（アパート等に居住し、定期的、安定的収入がある方）は、更新の対象となりませんので、あらかじめご承知おきください。

緊急事態宣言発令中

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、1月7日に1都3県に緊急事態宣言が発出され、その後、1月13日には栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県が新たに宣言の対象地域に追加されて、11都府県に広がりました。

宣言が出てから、約1か月が経ちますが、感染拡大が依然として続いており、注意が必要です。引き続き感染予防の基本である、**マスクの着用**、**こまめな手洗い**、**身体的距離の確保**とあわせて、**不要不急の外出自粛**を徹底してください。



新型コロナウイルス感染症等が疑われるときには電話で相談を

◆ 発熱などの症状がある場合の相談方法・連絡先

かかりつけ医がいる方

電話で、かかりつけ医へ相談してください。
※通常の診察と発熱患者の受診時間を分けている医療機関もありますので、受診の際は必ず事前に電話して確認してください。

症状はないが、不安に思う方

症状が軽い場合や感染したかもしれないなど不安に思う方は下記窓口へご相談ください。

●東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
(午前9時～午後10時)

☎ 0570-550571

Fax 03-5388-1396

※聴覚に障害がある方などからの相談

かかりつけ医がない等相談する医療機関に迷う場合

相談センターへ電話で相談

●台東区 発熱受診相談センター

(月～金曜日 午前9時～午後5時) ※祝日を除く

☎ 03-3847-9402

Fax 03-3841-4325

※聴覚に障害がある方などからの相談

●東京都 発熱相談センター

☎ 03-5320-4592 (24時間)

技能講習の受講者募集受付は2月12日(金)までです。

センターの技能講習は、資格を取得し、修得した技能を活用して常用就職をしたい日雇労働者の方が受講できます。

○受講者の方には、各労働出張所の就職支援ナビゲーターの面接を受けていただきます。

※失業給付金及び日当は支給されません。



日雇労働者等技能講習事業の目的は、日雇労働者の方が資格を活用して常用就職をすることです。日払いの就労日数増加や賃金アップを目指すことではありません。この点を踏まえて受講をお申込みください。